

【移し替えサービス取扱規定】

1.【定義】

移し替えサービスとは、第2条で定める預金のうち表記の指定出金口座(以下「出金口座」といいます。)に預入された各預金(以下「個別預金」といいます。)について、当行所定の取扱手続にしたがって第3条に定める方法により解約のうえ、表記の自動とりまとめ定期預金口座(以下、「ベスト・ユニット口座」といいます。)に自動的に預入するサービスをいいます。

2.【対象預金】

(1)移し替えサービスの対象となる預金は、自動継続期日指定定期預金、自動継続自由金利型定期預金(M型)、自動継続自由金利型定期預金、(以下、これらを総称して「定期預金」といいます。)、自動つみたて定期預金(以下「いずみ」といいます。)および積立預金とします。
(2)前項の各預金について、この規定に定めのない事項に関しては、自動継続期日指定定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自動継続自由金利型定期預金規定、自動つみたて定期預金規定および積立預金規定(以下これらを総称して「各預金規定」といいます。)により取扱います。

3.【移し替えの方法】

(1)出金口座が定期預金口座の場合には、当該口座内の個別預金の満期日(期日指定定期預金については最長預入期限)が到来する毎に、当行所定の手続にしたがって自動的に当該個別預金を解約のうえ、ベスト・ユニット口座に預入します。

この場合、当該個別預金が元利継続式であればその元利金を、利払式であればその元金をベスト・ユニット口座に預入します。

(2)出金口座がいずみ口座の場合には、当該口座内の個別預金の満期日(期日指定定期預金については最長預入期限)が到来する毎に、当行所定の手続にしたがって自動的に当該個別預金を解約のうえ、その元利金をベスト・ユニット口座に預入します。

(3)出金口座が積立預金口座の場合には、当該口座内の各預入分の利息計算日が到来する毎に、当行所定の手続にしたがって、積立預金規定にかかわらず当該預入分のみを自動的に解約のうえ、その元利金をベスト・ユニット口座に預入します。

この場合、移し替えサービスの申込と同時に通帳を当行に提出いただき、以後移し替えサービスを行うにあたっては通帳は使用しないものとします。

(4)前三項によりベスト・ユニット口座に預入される定期預金の種類は、自動とりまとめ定期預金規定の定めるところによります。

4.【出金口座への追加預け入れの停止】

出金口座には、移し替えサービスが解約されない限り、新たな個別預金を預入することはできません。

5.【ベスト・プランの指定がある場合】

出金口座についてベスト・プランの指定を受けている場合には、移し替えサービスが解約されない限り、ベスト・プランによるサービスを停止します。

6.【払戻請求書等の取扱い】

(1) 移し替えサービスによる個別預金の解約については、各預金規定にかかわらず、通帳および払い戻し請求書の提出を不要とします。

(2) 移し替えサービスによる個別預金のベスト・ユニット口座への預入については、自動とりまとめ定期預金規定にかかわらず、通帳および入金票の提出を不要とします。

7.【移し替えサービスの解約】

(1) 移し替えサービスについては、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の届出書によるものとします。

(2) ベスト・ユニット口座が解約された場合は、移し替えサービスについても同時に解約されたものとして取扱います。

(3) ベスト・ユニット口座について目標日が指定されている場合には、目標日をもって移し替えサービスは解約されたものとして取扱います。

(4) 出金口座が解約された場合は、移し替えサービスは当該口座にかかる限度において同時に解約されたものとして取扱います。

8.【出金口座の自動解約】

出金口座に個別預金がなくなった時点で、各預金規定にかかわらず自動的に当該出金口座を解約します。この場合、解約済の当該出金口座の通帳をただちに当行に提出してください。

以上

